

仕様書

事業統括部

1. 件名

NEDO のプロジェクト成果由来の製品・プロセス・サービスに関する各種指標の再試算に係る調査

2. 目的

NEDOでは2009年度から、NEDOプロジェクトから生み出された研究開発成果がコア技術として活用された製品・プロセス・サービス等を「NEDOインサイド製品」と定義して、該当製品の抽出並びに抽出されたNEDOインサイド製品に対する上市以降の売上実績、将来の売上予測、社会的便益（CO2排出量削減効果、一次エネルギー使用量削減効果等）及び波及効果等の試算を継続的に行ってきた。調査結果のうち、直近年度の経済効果の試算については、NEDOの第5期中長期計画における組織のモニタリング指標として報告している。

本調査では、2024 年度までに特定した「NEDO インサイド製品」に対し、最新年度の情勢を踏まえた売上実績やその推定を中心に経済効果の再試算を行い、一部の対象製品について社会的便益、波及効果の算定を行うこととする。

3. 内容

（1）既存の登録製品試算条件のレビューと試算範囲・資料構成に関する対応方針の検討

- 各インサイド製品の再試算にあたり、過去の調査で行われてきた試算条件や範囲等をレビューし、試算条件や入手可能な情報ソースの整理を行うことで本調査のスケジュールと各インサイド製品の対応方針を整理する。
- 本調査での情報収集の結果、従来の試算の考え方や対象範囲を変更する場合には NEDO と協議の上対応すること。
- 試算作業効率の向上を目的に集計・検索等の観点でフォーマットそのものの編集や新規作成を加える場合には、蓄積された情報の欠落に十分に留意し、対応を進めること。
- NEDO からは、既存のインサイド製品別の各種情報が記載された①個票や②ファクトシート、③計算シート及び④計算表を提供する。

（2）NEDO インサイド製品の各種指標の試算について（経済効果）

- 本項目では、2024 年度までに登録されている既存の NEDO インサイド製品を対象に、当該製品の発売開始～2024 年度の売上実績を試算する。
- 2024 年度実績については単年度で分離して算定すること。
- 公開情報もしくは市場レポートから登録製品の試算に必要な情報を調査し、最新動向を把握した上で算定作業を行うこと。
- 企業へのヒアリングが必要となる場合や試算条件が不足する場合には、対応方針を NEDO と協議の上で試算作業を進めること。
- 調査過程で取得できた今後の動向や将来見込みとなる情報については、次年度以降の参考情報として各インサイドの製品のファクトシート等に記録すること。

(3) NEDO インサイド製品の各種指標の試算について（社会的便益）

- 本項目では、NEDO インサイド製品のうち、社会的便益として、主に環境効果をもたらす可能性があるとして登録されたインサイド製品（従来は 30 製品程度）に対し、2024 年度（基準年度）での「CO2 排出量削減効果」または「一次エネルギー使用量削減効果」の推計値を試算する。
- 過年度の考え方に基づき、最新値へ更新するとともに、係数などを参照する場合は、情報ソースを明確にし、計算シートやファクトシート等へ記載すること。
- 調査の過程で得られた詳細情報は記録するとともに、試算値に影響を及ぼすような情勢変化が判明し、試算手法の見直しを要する場合には NEDO と協議の上対応方針を決定する。

(4) NEDO インサイド製品の各種指標の試算について（波及効果）

- 本項目では、NEDO インサイド製品から試算対象（従来は 20 製品程度）を選定し、波及効果を試算する。
- 波及効果として、産業連関表を用いた関連産業への経済的誘発効果の実績推定値として「第 1 次波及効果による生産誘発額」、「第 2 次波及効果による生産誘発額」、「雇用維持・創出効果」を試算する。
- 第 1 次波及効果による生産誘発額では生産されたインサイド製品に投入する原材料等の需要額を算出し、第 2 次波及効果による生産誘発額ではインサイド製品売上や原材料の需要に誘発された雇用者所得増により増加する消費誘発額を算出、雇用維持・創出効果では第 1 次/第 2 次波及効果による経済効果が雇用増に与える影響を算出する。

4. 調査期間

NEDO が指定する日から 2026 年 3 月 31 日まで

5. 予算額

1,500 万円以内

6. 報告書

提出期限：2026 年 3 月 31 日

提出方法：NEDO プロジェクトマネジメントシステムによる提出

記載内容：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

7. 報告会等の開催

- ・ 進捗の報告：調査の進捗状況は、NEDO の担当者との定例会議として 1～2 回/月程度とする。
- ・ 報告会等の開催：委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

8. その他

- (1) NEDO から提供するデータのうち、電子媒体等に格納して提供するものについては、調査完了日までに NEDO に返却すること。また、提供データを保存したパソコン内から本調査内で作成したデータを含めて、

全て削除しNEDOへ報告すること。

- (2) 本仕様書に定めなき事項については、NEDOと実施事業者が協議の上で決定するものとする。